

国際日本文化研究センター委員会規則

平成 21 (2009)年 6月 4日 制定  
令和 4 (2022)年 3月 17日 最終改正

(趣旨)

**第1条** この規則は、国際日本文化研究センター組織運営規則第14条の規定に基づく委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、別表に掲げる事項を審議する。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、所長の求める事項について審議する。

(構成)

**第3条** 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員会に、必要に応じ委員以外の者を出席させることができる。

(任期)

**第4条** 前条委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第5条** 委員会に委員長を置き、別表に掲げる者とする。

2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

3 委員長に支障があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(部会・小委員会)

**第6条** 委員会に、特定の事項について審議し実施にあたるため部会及び小委員会を置くことができる。

2 部会及び小委員会の委員の構成、運営等は、委員会が定める。

(議事)

**第7条** 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(報告)

**第8条** 委員会は、第2条第2項に定める事項の審議結果について、センター会議の報告の前に所長へ報告するものとする。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、別表に掲げる各課において処理する。

(その他)

**第10条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は所長が定める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成21年6月4日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 国際日本文化研究センター委員会規則（平成16年4月8日制定）は、廃止する。
- 3 国際日本文化研究センター各委員会内規は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和元（2019）年10月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この規則は、令和2（2020）年4月1日から施行する。
- 2 国際日本文化研究センターレストラン運営委員会規則（平成21年4月2日センター会議制定）は廃止する。
- 3 国際日本文化研究センター防災対策委員会規則（平成4年4月1日センター会議制定）は廃止する。

**附 則**

この規則は、令和4（2022）年4月1日から施行する。

## 別表

名 称	審議事項(第2条関係)	構 成(第3条関係)	委員長 (第5条関係)	庶 務 (第9条関係)
共同研究委員会	(1)共同研究の計画に関すること (2)共同研究会の開催に関すること (3)共同研究員に関すること (4)基礎領域研究に関すること (5)その他、共同研究に関すること	①共同研究代表者 ②研究部の専任教授 ③研究教育職員及び特任研究員のうちから所長が指名する者 ④管理部長 ⑤研究協力課長	委員のうちから所長が指名する者	研究協力課
研究協力委員会	(1)国際研究集会及びシンポジウムの開催に関すること (2)講演会の開催に関すること (3)日文研フォーラム、セミナー、レクチャーの開催に関すること (4)国際研究協力に関すること (5)日文研ハウスに関すること (6)その他、研究協力に関すること	①研究調整主幹のうちから所長が指名する者 ②国際研究企画室長 ③研究教育職員及び特任研究員のうちから所長が指名する者 ④管理部長 ⑤研究協力課長	委員のうちから所長が指名する者	研究協力課
広報委員会	(1)情報の収集及び発信、公開に関すること (2)日文研一般公開に関すること (3)報道関係者との懇談会に関すること (4)ホームページに関すること (5)日文研要覧・概要に関すること (6)『News Letter』に関すること (7)『日文研』に関すること (8)その他、広報に関すること	①研究教育職員及び特任研究員のうちから所長が指名する者 ②総務課長	委員のうちから所長が指名する者	総務課
出版委員会	(1)『日本研究』に関すること (2)『日文研叢書』に関すること (3)『Japan Review』に関すること (4)『日文研モノグラフ』に関すること (5)その他の学術出版物に関すること	①研究教育職員及び特任研究員のうちから所長が指名する者 ②情報課長	委員のうちから所長が指名する者	情報課

<p>研究資料委員会</p>	<p>(1)高額資料の選定に関すること  (2)大型コレクションの選定に関すること  (3)推薦雑誌の選定に関すること  (4)一括寄贈資料の受入に関すること  (5)資料コレクションの形成に関すること  (6)資料の電子化に関すること  (7)資料利用に関すること  (8)資料保存に関すること  (9)資料購入予算に関すること  (10)機関リポジトリの運営に関すること  (11)その他、資料に関すること</p>	<p>①情報管理施設長  ②研究教育職員及び特任研究員のうちから所長が指名する者  ③資料課長、情報課長</p>	<p>委員のうちから所長が指名する者</p>	<p>資料課</p>
<p>情報システム・情報セキュリティ委員会</p>	<p>(1)情報システム関係事業計画にすること  (2)情報システムの整備、運用及び管理に関すること  (3)データベースの構築整備、公開認定及び取り扱いに関すること  (4)情報セキュリティポリシーの実施に係る情報セキュリティ対策基準等の策定及び改訂に関すること  (5)情報セキュリティポリシーの遵守の励行及び違反に対する措置に関すること  (6)教育研究活動におけるネットワークス利用ルールの制定に関すること  (7)本センター内の他の委員会等との調整に関すること  (8)情報セキュリティに係る外部との折衝に関すること  (9)その他、センターの情報システム及び情報セキュリティの円滑な実施に関すること</p>	<p>①情報管理施設長  ②総合情報発信室長  ③研究教育職員及び特任研究員のうちから所長が指名する者  ④総務課長、財務課長、研究協力課長、資料課長、情報課長</p>	<p>委員のうちから所長が指名する者</p>	<p>情報課</p>

<p>財務・施設利用委員会</p>	<p>(1) 予算に関すること  (2) 予算執行上の重要事項のうち検討が必要なものに関すること  (3) 施設整備計画等に関すること  (4) 既存施設の効率的な利用とその活性化方策に関すること  (5) 研究設備等の使用実態の把握及び点検に関すること  (6) 環境整備に関すること  (7) 庁舎管理に係る安全・保安に関すること  (8) 防災に関すること  (9) 消防に関すること  (10) 国際日本文化研究センター内レストラン(以下、「レストラン」という。)の運営方針に関すること  (11) レストランの委託契約の条件に関すること  (12) レストランの業者委託選定基準の作成に関すること  (13) その他、財務、施設、防災及びレストラン運営に関すること</p>	<p>①副所長  ②国際研究推進部長  ③研究調整主幹  ④情報管理施設長  ⑤国際研究企画室長  ⑥総合情報発信室長  ⑦IR 室長  ⑧組織運営規則別表第3に掲げる委員会の委員長  ⑨研究教育職員及び特任研究員のうちから所長が指名する者  ⑩管理部長  ⑪総務課長、財務課長、研究協力課長、資料課長、情報課長</p>	<p>委員のうちから所長が指名する者</p>	<p>財務課</p>
-------------------	---	--	------------------------	------------